平成 21 年度エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業に係る 公募要領

平成21年2月環境省総合環境政策局環境経済課

京都議定書の第一約束期間が 2008 年より開始され、特に近年の増加が著しい家庭部門の温室 効果ガス削減が必要不可欠となっています。

そこで、環境省では、平成 20 年度より、広く国民一般の環境行動を促進するため、エコポイント等温室効果ガス削減に資する行動の多寡に応じて、当該行動を行った者等にプラスの誘因、特に、経済的なインセンティブを付与する取組を全国的に普及させるためモデル事業を実施し、平成 21 年度以降本格展開していくこととしています。

下記の要領により、全国規模又は地域レベルでエコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進 モデル事業を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。

※本公募は、国会での平成21年度予算成立が前提となります。 このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

目 次

- 1. 背景及び目的
- 2. 事業の概要及び提案の要件
- 3. 公募から採択までの流れ
- 4. 留意事項
- 5. 応募書類及び提出方法
- 6. 問い合わせ先

[添付資料]

「平成21年度エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(委託事業)申請書」(様式1) 「平成21年度エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(委託事業)応募様式」(様式2) 「エコ・アクション・ポイント対象商品・サービス・行動の考え方(試行)第2.0版」

1. 背景及び目的

「21世紀環境立国戦略」では、国民による取組として、「エコポイントの取組などのように、企業等の協力を得つつ、省エネ、ゴミゼロ・3R、緑づくり等の国民一人ひとりの行動に応える取組の普及を目指す」旨が、また、京都議定書目標達成計画には、国民運動の展開として、「エコポイント等、環境に配慮した行動の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組を推進する。」旨が、それぞれ盛り込まれ、「経済財政改革の基本方針 2008」でも、エコポイントによる国民の環境行動を拡大することが明記された。

これを踏まえ、環境省では、広く国民一般の環境行動を促進するため、エコポイント等温室効果ガス削減に資する行動の多寡に応じて、当該行動を行った者等にプラスの誘因、特に、経済的なインセンティブを付与する取組を全国的に普及させることとし、平成 20 年度より全国規模又は地域レベルでエコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業を開始した。その成果を踏まえ本格展開を進めていくため、平成 21 年度のモデル事業を募集し、支援することとした。

2. 事業の概要及び提案の要件

(1)事業の概要

省エネ型商品・サービスの購入・利用又は省エネ等の温室効果ガス削減等に資する行動に伴い、エコポイント等を付与し、また、獲得したエコポイント等の価値を還元するシステムの構築を含む、経済的に自立した形で行われるビジネスモデルの立上げ(拡張・改良を含む。以下同じ。)を支援する。

具体的な事業内容は、以下の通りとし、委託事業で行う。

①事業主体

全国型:民間団体

地方型:民間団体(地域協議会の場合の事業主体(委託対象者)は、協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体に限る。)

②対象事業

民間団体が、

- (a)省エネ家電等の温室効果ガス排出量の少ない商品・サービスの購入・利用
- (b)省エネ等の温室効果ガス削減に資する行動

(c)その他、環境負荷低減に資する商品・サービスの購入・利用や行動

に伴い、ポイントを付与するもの(以下「エコポイント」という。)であって、

下表の要件にあてはまる全国型又は地域型のエコポイントシステムの設計・開発(拡張・改良を含む。)及びエコポイントの試行事業(エコポイントの一般国民への周知を含む。)を行うこと。

H - 0 / // 4 -		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	全国型事業	地域型事業
共通の要件	全国規模での利用が可能なエコポ	他の地域でも利用可能性のある普及性の高い、又は
	イントシステム。	これまで例のない先駆的なエコポイントシステム。
平成20年度	平成 20 年度採択事業とは異なる	平成 20 年度採択事業とは異なるエコポイント付与・還
採択事業者	エコポイント付与・還元のシステム	元のシステムやビジネスモデルを開発・導入するも
<u>以外の者</u> が	やビジネスモデルを開発・導入す	\mathcal{O}_{\circ}
応募する場	るものであって、幅広い国民と企業	
合の要件	の参加を促すことのできるもの。	
平成20年度	平成 20 年度のモデル事業を踏ま	平成 20 年度のモデル事業を踏まえ、エコポイントシス
採択事業者	え、エコポイントシステムの拡張・改	テムの拡張・改良、対象地域の拡大、全国型事業との
が応募する	良等により、幅広い国民と企業の	連携*等により、会員と参加企業の一層の拡大を図
場合の要件	参加の一層の拡大を図り、エコポイ	り、エコポイントの本格展開に資するもの。
	ントの本格展開に資するもの。	*「全国型事業との連携」とは、全国型事業とシステム連携
		し共通のエコポイントを発行、又は全国型事業のポイントと
		地域型事業のポイントの交換を可能とすること等を想定。

③事業期間

単年度(平成21年度)又は複数年度(平成21年度及び平成22年度)。

ただし、複数年度で採択された場合であっても、平成 21 年度事業の進捗状況等を評価し、評価の結果により継続しないことがある。

④事業報告書の提出

受託者は、開発したエコポイントシステムの内容、エコポイント試行事業の内容、結果分析及び 当該事業による温室効果ガス削減の見込み量等をとりまとめた報告書を作成し、履行期限まで に環境省へ提出しなければならない。

(2)提案の要件

①基本的要件

- ・エコポイントの原資が参加・協力する企業から確実に提供されるなど、経済的に自立したビジネスモデルで行われるもの(応募の段階で、いかに原資提供企業の参加が確保され、原資の提供が確約されているかが重視される。)。
- ・モデル事業終了後もエコポイント事業主体が継続的・発展的に事業を行う予定であるもの。
- ・エコポイントの付与対象となる行為が、温室効果ガス排出量削減に効果を有する等環境負荷 低減に資するものに限る。具体的には、環境省が示す「エコ・アクション・ポイント対象商品・サ ービス・行動の考え方(試行)第 2.0 版」(添付資料を参照)に添うものにエコポイントを付与す るもの。なお、エコポイントの還元メニューは、国民に幅広く魅力的なものとして受け入れられる ものとし、温室効果ガス削減の要件は必須としない。

②優先的要件

以下の事項を満たす案件を優先的に採択することとする。

(全国型)

- ・幅広い国民が参加できる簡易で簡素なエコポイント付与・登録方法の構築を行うもの。
- ・幅広い関係者・主体との連携により、費用対効果の高い形で、一般国民に対するエコポイントの周知・普及を図り、温暖化対策の国民運動を盛り上げていくもの。

(地域型)

- ・全国型事業との連携を図る事業。
- ・複数地域との広域連携で事業を展開するもの。

3. 公募から採択までの流れ

平成21年度の公募から委託事業の採択までのスケジュールは、以下を予定している。

(1)本要領による公募(平成21年2月2日(月)~2月23日(月))

 \downarrow

(2)企画審査会による審査(平成21年2月24日(火)~3月中旬)

 \downarrow

(3)委託事業の決定・公表(平成21年3月下旬)

「(2)企画審査会による審査」について。

本事業の選定は、客観性・公正性を担保するため、企画審査会で行う。

選定基準は以下の通りである。

①ビジネスモデルの自立性・継続性

企業等のエコポイントの原資提供者が確保されており、本委託によるモデル事業の終了後もエコポイントが自立的・継続的に実施されうるものであるか。

②ビジネスモデルの発展可能性

本委託によるモデル事業の終了後も原資提供者としての企業及びエコポイント参加者としての個人・法人を拡大させることができるモデルになっているか。地域型については、他地域に普及しうるモデルであるか。

③ビジネスモデルの先進性・独自性 これまでに例のない先進性又は独自性を有するモデルか。

④国民への訴求力・普及可能性

環境に関心のない一般国民の参加も促すことのできるようなモデルになっているか。

⑤優先的要件への適合性

優先的要件のすべて、又はいずれかに該当するモデルであるか。

⑥事業実施に当たっての主体性

モデル事業実施に際し、環境省からの委託費とは別に自己負担で行う部分があるか。自己負担がある場合は、委託費で行う部分と自己負担で行う部分と切り分ける必要がある。

⑦業務遂行の確実性

モデル事業が実施期間内に確実に実施できるか。

このような評価を踏まえ、総合評価として、企画審査会での合議により審査し、事業の採否及び委託額の決定を行う。

なお、審査・採択に当たっては、必要に応じて、応募者に対する個別のヒアリングを行い、追加の 資料の提出を求め、又は評価結果等を考慮して事業内容、事業費、実施体制等の変更を求める場 合がある。

4. 留意事項

(1)他の委託事業又は補助事業との重複等

本事業に応募する内容は、本事業以外の他の委託事業又は補助事業と重複してはならない。また、虚偽の内容が記載されていた場合には、応募は無効とする。

(2)支援対象経費

支援対象経費は、以下の通りである。

- ・エコポイント事業のシステムの事業設計・立上げ準備(人件費、旅費、印刷製本費、消耗品費等)
- ・エコポイント事業実施にあたって必要となるソフトウェア等の共通基盤整備
- ・エコポイント試行経費(広告・宣伝費、印刷製本費、消耗品費等)
- ・エコポイント試行結果分析(人件費等)
 - (注)対象とならないもの
 - ・エコポイント事業立上げ後の運営経費(人件費等)
 - •エコポイントの原資

具体的には、以下の通りである。ただし、エコポイント事業立上げ後の運営経費(人件費等)や エコポイントの原資は対象とならない。

<委託事業の経費の区分>

T	
人件費	委託事業に直接従事した者の人件費
謝金	システム開発協力者に支払う謝金である。また、相当な期間を継続的に雇
	用する場合は対象とならない。
旅費	エコポイントシステムの立上げに必要となる会議・打合せ等への出席旅費に
	限る。
消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュー
	タソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象とな
	3°
印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費である。また、報告書にあ
	っては、華美な装丁は不要である。
通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金で
	あることが証明できる経費である。
借料及び損料	会場借料等である。エコポイントシステムの開発・運用者の所属する機関等
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の所有する設備の損料等は対象とならない。
会議費	会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とする。会議に使
	用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借
	料及び損料に計上すること。
賃金	エコポイントシステムの立上げに必要となる人員の賃金が対象となる。
雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データソフト収
	集作成料等が対象となる。
再委託費•外注費	エコポイントシステムの立上げに直接必要な経費であり、受託事業者が直接
	実施することが不可能なシステムの開発について他の機関等に再委託・外
	注して実施するための経費である。また、原則として直接経費の2分の1を超
	える額を計上することはできない。再委託費・外注費を計上する場合は、応
	募時点での再委託・外注予定機関、金額、内容等を、見積を取得した上
	で、できる限り詳細に記載すること。
その他経費	その他事業を行うために必要な経費で、環境省が承認した経費である。
	旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 賃金 雑役務費 再委託費・外注費

- ◇直接経費のうち対象とならない経費の例
 - ・退職金、ボーナスその他の各種手当
 - ・机、椅子、複写機等、委託対象者である団体が通常備えるべき設備品を購入するための経費
 - ・委託期間中に発生した事項・災害の処理のための経費
 - ・その他、事業の実施に関連性のない経費
- ◇その他留意事項
 - ・この委託契約に関する事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、環境省委託契約事 務取扱要領によるものとする。
- (3)一事業の金額
 - 一事業当たりの委託金額は、以下の範囲を目安とする。
 - (全国型)2000 万円~1 億円程度
 - (地域型)400万円~600万円程度

5. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、以下の通りである。

- ①「平成 21 年度エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業(委託事業)申請書」(様式1)
- ②「平成21年度エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(委託事業)応募様式」(様式2)
- ③委託対象者である民間団体(地域協議会の場合は、委託対象者となる協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体)の定款、組織図・役員構成・決算状況(直近1年分)その他事業の概要がわかる資料
- (2)提出方法等
 - 1)提出方法
 - ア 電子メールが使用できる環境の場合
 - 以下のi及びiiの方法による。
 - i.応募書類のすべてを、書面で1部ずつ、次の要領で送付する。
 - ◎送付先:〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省 総合環境政策局 環境経済課 エコポイント事業担当

- ◎封筒の表に、赤字で「エコポイント事業応募書類在中」と記すこと。
- ◎受領の確認

申請書に記された担当者あてに、受領した旨を電話する。当省へ送付後、1 週間程度経過しても受領確認の電話がない場合、電話でご照会下さい。

- ii.i に加え、応募書類の②を、電子メールの添付ファイルとして、次の要領で送信する。
 - ◎電子メールの送信先アドレス: ECO-POINT@env.go.jp
 - ◎メール件名と添付ファイル名は次の通りとする。
 - ・メール件名:「エコポイント事業応募」
 - ・添付ファイル名:委託対象者である民間団体(地域協議会の場合は、協議会の事務局又は構成メンバーである民間団体)の名称とする。(例)霞ヶ関電機.doc
 - ◎添付ファイルの作成・保存・送信に関する注意

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft 社 Word 2003 以降のバージョン形式とすること。使用するフォントについては、一般に用 いないものを使用しないこと。 添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。

添付ファイルは 1 メール当たり 2 メガバイトまでとし、これを超えるときは分割して送信すること。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルは速やかに破棄・削除する。

また、必ず Microsoft 社 WindowsXP SP2 上で表示可能なものとすること。当省の Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は受理しない。

当省で閲覧可能なソフトやファイル形式は、以下の通り。

- ·Microsoft Office Word 2007
- •Microsoft Office Excel 2007
- •Microsoft Office Power Point 2007
- •Microsoft Office Access 2007
- •PDFファイル形式(Adobe Acrobat 7.0 Elements)
- ・GIF ファイル形式
- •JPEG ファイル形式

なお、応募書類の枚数や参考資料等の添付に制限はないが、ポイントを押さえた 明快な内容とすること。

◎受領の確認

当省で受領を確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を返信する。当省へ 送信後、数日経過しても返信がない場合、電話でご照会下さい。

イ 電子メールが使用できない環境の場合

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募書類ファイルを保存した CD-ROM1 枚と印刷したもの 1 部を、次の要領で送付する。

◎送付先:〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省 総合環境政策局 環境経済課 エコポイント事業担当

- ◎封筒の表に、赤字で「エコポイント事業応募書類在中」と記すこと。
- ◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じ。
- ◎受領の確認

申請書に記された担当者あてに、受領した旨を電話する。当省へ送付後、1 週間程度経過しても受領確認の電話がない場合、電話でご照会下さい。

2)受付期間

平成 21 年 2 月 2 日 (月) ~平成 21 年 2 月 23 日 (月) 17 時(必着)

上記期間内にすべての必要書類が当省に到着していなければならない。

受付期間後に当省に到着した書類のうち、遅延が当省の事情に起因しない場合は、受理しない。

また、提出された応募書類等は、返却しない。

6. 問い合わせ先

公募に関する問い合わせは、極力、電子メールで下記にお願いします。末尾のQ&Aも参考にして下さい。

なお、応募のメールとの区別を容易にするため、電子メールの件名は「エコポイント事業公募問い合わせ」としていただくようお願いします。

<担 当>

環境省 総合環境政策局 環境経済課 エコポイント事業担当(eco-point@env.go.jp)

〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2 環境省 総合環境政策局 環境経済課

中島(内線 6267)

^{かすや} 粕谷(内線 6263)

파트 (内線 6268)

直通 03-5521-8230

代表 03-3581-3351

FAX 03-3580-9568

エコポイント公募に係るQ&A

①事業主体(委託対象者)

Q:民間団体となっているが、事業に参加する主体がすべて民間団体である必要があるか。

A:委託対象者については、民間団体である必要がある。しかし、エコポイント事業を実施するための事業パートナー等として、民間団体以外の者が関わることは差し支えない。

Q:エコポイント事業を地域協議会が実施する場合、地域協議会の事務局を地方公共団体が務めることは可能か。

A:可能。ただし、委託対象者は民間団体である必要があるので、別途、地域協議会の構成メンバーである民間団体から1団体選定することとなる。自治体が地域協議会の事務局機能を担うことを制限するものではないが、委託対象者たる民間団体から事務局経費として自治体に再委託等はできない。

Q:委託に応募する者は環境省(全省統一)入札参加資格をとる必要があるか。 A:環境省(全省統一)入札参加資格は、不要である。

②エコポイント事業の内容・スキーム

Q:現在、すでにエコポイントのシステムを立ち上げ、全国的に、Web 上でポイントの一般人・団体の申込を受付中であるが、本モデル事業に該当するか。

A:本事業は、これからエコポイント事業を立ち上げるためのシステム構築を支援するものであり、既存のエコポイントのシステムが存在し、それをそのまま活用する事業の場合は委託対象にならない。

③参加予定事業者等

Q:エコポイント事業への参加には、どのような形態があるのか。

A:「事業への参加」とは、「エコポイント事業への企業の参加」のことである。参加する企業には、原資提供企業とエコポイント取扱企業がある。「原資提供企業」とは、エコポイントを発行し、原資をプラットフォームに提供する企業であり、「エコポイント取扱企業」とは、エコポイントを発行しないが、発行商品を販売しエコポイントを付与する業務を実施する企業をいう。なお、原資提供企業とエコポイント取扱企業が同一の場合には、その旨記述されたい。

④ビジネスモデルの内容

Q:エコポイントを運営する事業主体にとっても採算性が必要になるが、これについてもビジネスモデルを 示す必要があるか。

A:試行事業及び試行事業終了後の採算性についても可能な範囲で記載いただきたい。

⑤エコポイントシステム立ち上げ、ポイント事業展開のスケジュール

Q:特に新規応募事業の場合、エコポイントの試行事業は平成21年度早々に行う必要があるのか。 A:試行事業は、なるべく早めに立ち上げられるのが望ましいが、エコポイントシステムの立ち上げに一定の時間がかかると想定している。平成21年度中に試行事業が行われれば良い。

⑥委託事業の内容

Q:委託事業として、カードリーダー等のハード設備も対象とすることが可能か。

A:委託事業として行われた成果物は、国に提出いただく必要があるため、ハード設備は委託対象とならない。

⑦経費内訳

Q:支援対象経費として広報・宣伝費があるが、これについての上限はあるか。

A:費目ごとの上限額は設けていないが、本事業の主目的がシステムの立ち上げであることから、当該目的に資する費用構成になっているかという視点から審査がなされることに留意されたい。

Q:経費内訳はどこまでの精度が必要か?

A:原則書面審査になるので、単なる費目と金額の記載だけでなく、証明書類の添付、再委託や外注については見積書等の添付があるほうが好ましい。これらは応募様式の⑦経費内訳に記入するか、別途添付されたい。

⑧エコポイント試行事業の内容

Q:全国型のモデルでは、どの程度の地域的範囲を対象としていればよいか。例えば、全国展開が可能であれば、試行事業は関東地方のみで行うことも可能か。

A:全国型においては、試行事業の段階において日本全国の国民が参加可能なものである必要がある。

⑨その他

Q:2年目以降も継続的に環境省からの支援を受けることは可能か。

A:今回の募集に基づく委託事業は、単年度(平成21年度)又は複数年度(平成21年度及び平成22年度)である。ただし、複数年度で採択された場合であっても、平成21年度事業の進捗状況等を評価し、評価の結果により継続しないことがある。なお、平成22年度の募集については未定。

Q:応募書類は情報公開の対象になるのか。

A:採用の有無にかかわらず、当省の取得した応募書類はすべて情報公開の対象となる。開示請求があった場合、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、当該内容が法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか等を勘案し、公開の可否を判断することになる。なお、採択された事業については、事業主体と事業概要は公表する予定。